

新型コロナウイルス感染症

新型コロナウイルス感染症対策 「総合対策パッケージ(第7弾・第8弾)」

市では、新型コロナウイルス感染症の総合対策を一層推進するため、「市民生活の支援」として、総合対策パッケージ(第7弾・第8弾)を展開します。

	第7弾	第8弾
総合対策パッケージ	4億2,700万円	4億2,400万円

I 市民生活の支援

総額 8億5,100万円

子育て世帯への臨時特別給付金の支給

問合せ先 市民課医療年金グループ(☎84-5005)

新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、0歳から高校生等までの児童(平成15年4月2日から令和4年3月31日までに生まれた児童)を養育している子育て世帯(児童を養育している者の年収が960万円以上(※)の世帯を除く)に対し、児童1人当たり一律10万円の臨時特別給付金を支給します。

※児童を養育している者の扶養人数が3人の場合

支給額 児童1人当たり一律10万円

対象児童 次の①～③のいずれかに該当する児童

- ①令和3年9月分の児童手当の支給対象となる児童
- ②令和3年9月30日時点で、配偶者を有しない平成15年4月2日から平成18年4月1日生まれの児童(高校生等)
- ③令和4年3月31日までに生まれた児童手当の支給対象となる児童(新生児)

※特例給付の支給対象を除く

支給対象者 対象児童を養育する人のうち、生計を維持する程度の高い人(令和2年中の所得が児童手当の所得制限限度額以上の人を除く)

申請方法・支給方法

- (1)亀山市から令和3年9月分の児童手当の支給を受けている人
- (2)高校生等を養育し、亀山市から兄弟姉妹が令和3年9月分の児童手当の支給を受けている人
- (3)令和3年9月から11月に生まれた児童を養育し、亀山市に児童手当の認定・額改定請求を行った人

手続きは不要です。

児童手当振込口座へ振り込みます。

- (1)(2)(3)以外の人(高校生等のみ養育している人、令和3年12月以降に出生した児童を養育する人、公務員など)
手続きが必要です。申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添えて、同封の返信用封筒で市民課医療年金グループへ返送してください。

※令和3年9月30日時点で亀山市に住民登録がある児童を養育する人で、(1)(2)(3)以外の人へ申請の案内通知を送付しました。

申請内容を確認して、1月下旬から順次、振込先口座へ振り込みます。

申請期限 3月31日(木)

※令和4年3月に生まれた児童を除く

※申請書は、医療年金グループの窓口にあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。
詳しくは、市ホームページをご覧ください。

